

東京都公報

発行
東京都

目次

23

規則

- 東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部企画課）…二
 - 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…二
 - 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局子供・子育て支援部保育支援課）…二
 - 東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
 - 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…三
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局保健政策部疾病対策課）…三
 - 東京都会計事務規則の一部を改正する規則……………（会計管理局管理部会計企画課）…三
- ### 告示
- 平成元年東京都告示第三百四十一号（東京都職員互助組合に関する条例施行規則）の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）…三
- ### 規則（教）
- 東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則……………三
 - 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則……………三
 - 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………四
 - 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………四

- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則……………五

訓令（教）

- 東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程の一部改正……………三
- 東京都教育庁等職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正……………三
- 東京都教育委員会安全衛生管理者等設置規程の一部改正……………三
- 東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………三
- 東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………四
- 東京都立学校安全衛生組織等設置規程の一部改正……………四
- 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………五

告示（教）

- 東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準（昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号）の一部改正……………五

規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百号

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

東京都が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成十七年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五条から第八条までを次のように改める。

第五条から第八条まで 削除

第十八条の二中「当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ

当該各号に定める」を「中期計画に定めた」に改め、同条各号を削る。

第二十一条中「法第二十七条第一項前段に規定する年度計画を届け出た後」を「事業年度の開始後、」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を削り、同条第二項中「収納の」を「収納に関する」に、「地方自治法施行令第五百八条の二第一項」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」に改め、同項を同条とする。

第十四条中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改め、「福島国際研究教育機構以外の者が使用している固定資産でないこと」の下に「、国立健康危機管理研究機構にあつては国立健康危機管理研究機構以外の者が使用している固定資産でないこと」を加え、同条第五号中「若しくは福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構若しくは国立健康危機管理研究機構」に改める。

第二十九条の四第二号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

別記第二十五号様式、第二十五号の二様式、第五十一号様式及び第四百四十一号の四様式中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行の日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）附則第二条第三項の規定により、知事が同項に規定する従前の公金事務を行わせることとした者（同法による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）が収納する都税については、この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の東京都都税条例施行規則の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第二十五号様式、第二十五号の二様式、第五十一号様式及び第四百四十一号の四様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「二十人」を「十五人」に、「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第十六条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第十六条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百八号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「二十人」を「十五人」に改め、同項第四号中「三十人」を「二十五人」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 子どもの教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第五条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則第五条第一項第三号及び第四号の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百九号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条

例施行規則（平成二十六年東京都規則第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号の表一の項中「三十人」を「二十五人」に改め、同表二の項中「二十人」を「十五人」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第四条第二号の表の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第四条第二号の表の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第六号中「第二十二條第二十五号」を「第二十二條第二十六号」に改める。

第十六条第四号中「次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる日」を「当該者に係る道府県が行った支給認定の有効期間の末日」に改め、同号イ及びロを削る。

第二十七条を第三十三条とし、第二十六条の次に次の六条を加える。

（指定難病要支援者証明に係る申請）

第二十七条 法第二十八條第二項に規定する指定難病要支援者証明事業による証明を受けようとする者又はその保護者は、別記第二十四号様式により知事に申請しなければ

ならない。ただし、当該申請を第三条第一項に規定する申請と併せて行う場合は、同項に規定する申請書により行うものとする。

2 前項本文に規定する申請書には、個人番号に係る調書（別記第二号様式の二によるものに限る。）及び次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

一 省令第十五条第一項第一号に規定する難病指定医の診断書

二 第十一条に規定する医療受給者証

三 第十二条に規定する支給非認定の通知（指定難病の診断基準を満たしていないものを除く。）

（指定難病要支援者に係る証明）

第二十八条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る者が指定難病の診断基準を満たしていると認めるときは、省令第五十条で定める事項について証明を行うものとする。

2 前項の証明は、省令第五十条の二で定める方法により行う。この場合において、書面により証明を行うときは、登録者証（別記第二十五号様式）を交付して行うものとする。

3 前項後段に規定する書面による登録者証の交付を希望する者又はその保護者は、別記第二十六号様式により知事に申請しなければならない。

（指定難病要支援者証明に係る非認定）

第二十九条 知事は、第二十七条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る者が指定難病の診断基準を満たさないと認めるときには、指定難病審査会の審査を求めることとする。

2 知事は、前項の規定に基づく指定難病審査会の審査を踏まえ、同項の者が指定難病の診断基準を満たさないと認めたとときには、別記第二十七号様式により、当該申請に係る者又はその保護者に通知するものとする。

（登録者証の再交付申請）

第三十条 書面による登録者証の交付を受けた者は、当該登録者証を破損し、汚し、又は失ったときは、別記第二十八号様式により、当該登録者証の再交付の申請を行うことができる。

2 登録者証を破損し、又は汚した場合には、前項の申請書に、当該登録者証を添付しなければならない。

3 登録者証の再交付を受けた後、失った登録者証を発見したときは、速やかにこれを知事に返還しなければならない。

（資格の喪失の届出）

第三十一条 第二十八条第一項の証明を受けた者が死亡したとき又は当該証明を必要としなくなったときは、別記第二十九号様式により知事に届け出なければならない。この場合において、書面による登録者証の交付を受けた者は、速やかに当該登録者証を知事に返還しなければならない。

（登録者証の記載事項の変更の届出）

第三十二条 書面による登録者証の交付を受けた者が、その氏名を変更したときは、別記第三十号様式による登録者証（指定難病）記載事項変更届に当該登録者証を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。ただし、当該届出を第四条第一項に規定する届出と併せて行う場合は、同項に規定する届出書に当該登録者証を添えて行うものとする。

別記第一号様式中「第3条」の次に「第27条」を加え、「特定医療費支給認定申請書」を「特定医療費支給認定申請書／登録者証（指定難病）申請書」に、

※氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、申請者氏名については、患者が未成年又は成年後見人等の理由により、受診者に代わって申請者が同意する場合に記入してください。

申請者氏名	年	月	日
受診者氏名			

【補足説明（ただし）】
本申請書の内容及び本申請書に添付した診断書（臨床調査個人票）を利用する際は、個人情報保護に十分配慮し、目的以外の利用は一切いたしません。
治療研究において更に御協力をお願いする場合は、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、改めて同意の有無を御確認いただきます。
同意については氏名であり、同意されない場合でも特定医療費の支給認定の可否に影響を及ぼすものではありません。
厚生労働省による診断書（臨床調査個人票）の利用については、「臨床調査個人票の研究利用に関する御説明」も併せて御確認ください。

私は、別紙「指定難病の医療費助成・診療費等の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用について」の説明を読み、指定難病の医療費助成又は診療費等の申請に当該本申請書に添付した臨床調査個人票の情報を、厚生労働省において①データベースに登録すること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③指定難病に係る基礎資料として利用されることに同意いたします。

年 月 日 患者署名

※ 患者が未成年又は成年後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合には、可能な限り本人にも確認した上で、以下に署名してください。

代理人署名

に、

を

「□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため」や

「※いづれにもチェックがない場合は、「特段の理由なし」とみなします。

□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 療养 イ. 療学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 療养 イ. 療学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 療养 イ. 療学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

なお、図様を提出する「この場合において、当該控えにおける研究等への利用に係る同意の欄については、押印を要しない。」や図様

図様「ななな」中「第3条」のなな、「第27条」を

私は、本申請書の内容及び本申請書に添付した診断書(臨床調査個人票)が、指定難病の研究を推進するため、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策立案の基礎資料として厚生労働省、東京都及び区市町村に利用されることに同意いたします。

※氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、申請者氏名については、患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、受診者に代わって申請者が同意する場面に記入してください。

私は、別紙「指定難病の医療費助成・療養費等の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についてのご説明」を読み、指定難病の医療費助成又は登録者証の申請に当たり提出した本申請書に添付した臨床調査個人票の情報が、厚生労働省において①データベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③指定難病に係る政策立案、患者支援の基礎資料として利用されることに同意いたします。

※ 患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合には、可能な限り本人にも確認した上で、以下も署名してください。

代理人署名

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 療养 イ. 療学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 療养 イ. 療学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 療养 イ. 療学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

なお、

図様「ななな」中「第3条」のなな、「第27条」を「特定医療費支給認定申請書」や「特定医療費支給認定申請書/登録者証(指定難病)申請書」

私は、本申請書の内容及び本申請書に添付した診断書(臨床調査個人票)が、指定難病の研究を推進するため、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策立案の基礎資料として厚生労働省、東京都及び区市町村に利用されることに同意いたします。

※氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、申請者氏名については、患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、受診者に代わって申請者が同意する場面に記入してください。

私は、別紙「指定難病の医療費助成・療養費等の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についてのご説明」を読み、指定難病の医療費助成又は登録者証の申請に当たり提出した本申請書に添付した臨床調査個人票の情報が、厚生労働省において①データベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③指定難病に係る政策立案、患者支援の基礎資料として利用されることに同意いたします。

※ 患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合には、可能な限り本人にも確認した上で、以下も署名してください。

代理人署名

「□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため」や

「※いづれにもチェックがない場合は、「特段の理由なし」とみなします。

□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため

介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 就労 イ. 就学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

その他	介護認定	無・有(要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5)	身体障害者手帳	無・有(級)
	医療処置	無・有(人工呼吸器 ・ 吸引器 ・ 気管切開 ・ 酸素 ・ 胃ろう ・ 経管栄養)		
	生活・療養の状況	1. 生活のほぼ全てに介助が必要 2. 生活の一部(歩行・食事・入浴・排せつ)に介助が必要 3. 介助不要 ア. 就労 イ. 就学 ウ. 自宅療養 エ. 入院(医療機関名:) オ. その他施設入所(施設名:)		

登録者証申請	申請しない又は交付済の場合は□に印をつけてください。いずれにもチェックがない場合は、「申請する」とみなします。	☐ 申請しない ☐ 交付済
※登録者証の交付は、原則「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（以下「マイナンバー情報連携」という。）により行われます。ただし、マイナンバー情報連携を所与できない状況にある場合は、別途「登録者証書面交付申請」を行うことで、暫間の登録者証が交付されます。		

初めて登録申請。初めての申請の場合は対象となりません」や「※受診する指定医療機関は、複数でも構いません。」や

を

に

「※受診する指定医療機関は、複数でも構いません。」

登録者証について

- 登録者証について
改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律の一部が令和6年4月1日から施行され、指定難病の患者の方が、福祉・就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、指定難病にかかっている旨を証明する「登録者証」を発行する事業が創設されました。
- 登録者証の利用について
登録者証を、各市区町村における障害福祉サービスの利用申請やハローワークにおける難病患者就職サポートによる支援を希望する場合等において、指定難病患者であることを証明する書類として利用できます。ただし、診断書等が必要になるサービスもありますので、詳しくは利用サービスの所管部署にお尋ねください。
なお、障害福祉サービス等の公的サービス利用時に、当該サービスを提供する公的機関が、マイナンバーを用いた情報連携により登録者情報を確認することがあります。
- 登録者証の交付について
・登録者証の対象者は以下に該当する方です。
 - 医療費助成の受給者
 - 医療費助成を申請した者のうち診断基準を満たすが重症度分類等を満たさず非認定となった方
 - 医療費助成の申請に至らない軽症の指定難病患者・登録者証の交付は、原則「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携（以下「マイナンバー情報連携」という。）により行われます。ただし、マイナンバー情報連携を活用できない状況にある場合は、別途「登録者証書面交付申請」を行うことで、書面の登録者証が交付されます。
申請をいただいた後、申請内容の確認・審査を行います。そのため、交付に関するお知らせは、申請から3か月程度のお時間がかかりますので、御了承ください。

に

初めて。風記第1号様式の中で「第3条」の次に「第27条」や「特定医療費支給認定申請書（更新）」や「特定医療費支給認定申請書（更新）／登録者証（指定難病）申請書」を

書」を

私は、本申請書の内容及び本申請書に添付した診断書（臨床調査個人票）が、指定難病の研究を推進するため、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策立案の基礎資料として厚生労働省、東京都及び区市町村に利用することに同意いたします。
年 月 日
受診者氏名
申請者氏名
【御確認ください】
本申請書の内容及び本申請書に添付した診断書（臨床調査個人票）を利用する際は、個人情報保護の観点に十分配慮し、目的以外の利用は一切いたしません。
治療研究において更に御協力をお願いする場合は、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、改めて同意の有無を御確認いたします。
同意については任意であり、同意されない場合でも特定医療費の支給認定の可否に影響を及ぼすものではありません。
厚生労働省による診断書（臨床調査個人票）の利用については、「臨床調査個人票の研究利用に関する御説明」も併せて御確認ください。

を

私は、別紙「指定難病の医療費助成・登録者証の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についてのご説明」を讀み、指定難病の医療費助成又は登録者証の申請に当たり提出した本申請書の内容及び本申請書に添付した臨床調査個人票の情報を、厚生労働省において①「厚生労働省のホームページ」に掲載すること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に係る政策立案、患者支援の基礎資料として利用されること、東京都及び区市町村において、③指定難病に係る政策立案、患者支援の基礎資料として利用されることに同意いたします。

年 月 日 患者署名

※ 患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合には、可能な限り本人にも確認した上で、以下も署名してください。

代理人署名

希望しますか。」の次に「※いずれにもチェックがない場合は、「希望しません」とみなします。」や「チェックしてください。」の次に「※いずれにもチェックがない場合は、「特段の理由なし」とみなします。」や「

「東京都知事殿」や

「申請しない又は交付済の場合は□に印をつけてください。いずれにもチェックがない場合は、「申請する」とみなします。

登録者証の交付は、原則「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基き「マイナンバーカード」及び「マイナンバー通知カード」という）により行われます。ただし、「マイナンバー」が記載された「マイナンバー通知カード」を所持している場合は、別途「登録者証交付申請」を行うことで、書面の登録者証が交付されます。

□申請しない □交付済

東京都知事殿

この場合において、当該控えにおける研究等への利用に係る同意の欄については、押印を要しない。」や「別記第二号様式の二中「第3条」の次に「、第27条」や「

代理人（代理申請の場合のみ）

ふりがな 生年月日 電話番号

氏名 住所 〒

を

代理人（代理申請の場合のみ）

ふりがな 生年月日 電話番号

氏名 住所 〒

に

↑登録者証のみ申請される方は記入不要です。

改める。

別記第二号様式の二中

代理人（代理申請の場合のみ）

ふりがな 生年月日 電話番号

氏名 住所 〒

を

代理人（代理申請の場合のみ）

ふりがな 生年月日 電話番号

氏名 住所 〒

↑登録者証のみ申請される方は記入不要です。

改める。

別記第三号様式中「第4条」の次に「、第32条」や「特定医療費支給認定内容変更届」や「特定医療費支給認定内容変更届／登録者証（指定難病）氏名変更届」に添

別記第十三号様式中

私は、本申請書の内容及び本申請書に添付した診断書（臨床調査個人票）が、指定難病の研究を推進するため、指定難病の治療研究等、指定難病に係る研究及び政策立案の基礎資料として厚生労働省、東京都及び区市町村に利用されることに同意いたします。

受診者氏名 年 月 日

申請者氏名

※氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとし、申請者氏名については、患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、受診者に代わって申請者が同意する場合に記入してください。

【御確認ください】
本申請書の内容及び本申請書に添付した診断書（臨床調査個人票）を利用する際は、個人情報保護に十分配慮し、目的以外の利用は一切いたしません。
治療研究において更に御協力をお願いする場合は、それぞれの研究者から主治医を介して説明が行われ、改めて同意の有無を確認いたします。
同意については任意であり、同意されない場合でも特定医療費の支給認定の可否に影響を及ぼすものではありません。
厚生労働省による診断書（臨床調査個人票）の利用については、「臨床調査個人票の研究利用に関する御説明」も併せて御確認ください。

私は、別紙「指定難病の医療費助成・登録者証の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についてのご説明」を讀み、指定難病の医療費助成又は登録者証の申請に当たり提出した本申請書の内容及び本申請書に添付した臨床調査個人票の情報が、厚生労働省において、①データベースに登録されること、②研究機関等の第三者に提供され、指定難病に関する創薬の研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③指定難病に係る政策立案、患者支援の基礎資料として利用されることに同意いたします。

年 月 日 患者署名

※ 患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合には、可能な限り本人にも確認した上で、以下も署名してください。

代理人署名

「□臨床調査個人票の受領に時間を要したため」や

「 ※いずれにもチェックがない場合は、「特段の理由なし」とみなします。

□ 臨床調査個人票の受領に時間を要したため」

に定める同様

式欄等「この場合において、当該控えにおける研究等への利用に係る同意の欄については、押印を要しない。」を添付。

別記第二十三号様式の次に次の七様式を加える。

第24号様式（第27条関係）

登録者証（指定難病）申請書

※登録者証の交付は、原則「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づき「情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携」（以下「マイナンバー情報連携」という。）により行われます。ただし、マイナンバー情報連携を適用できない状況にある場合は、別途「登録者証書面交付申請」を行うことで、書面の登録者証が交付されます。

なお、障害福祉サービス等の公的サービス利用時に、当該サービスを提供する公的機関が、マイナンバーを用いた情報連携により登録者情報を確認することがあります。

フリガナ	姓	名	生年月日 (年齢)	年	月	日 (満 歳)
氏 名						
郵便番号		—				電話番号※日中つながる連絡先 を記入ください。
住 所	区 町 村 丁目 番 号 (ペンション名等)					

↓ 患者本人が18歳未満の場合は、保護者の情報を記載してください。

以下に該当する場合は□に印をつけてください。	フリガナ		
□ 患者氏名と同じ	氏 名	姓	名
□ 患者住所・電話番号と同じ			
※いずれかの□に印をつけてください。	患者との続柄	□ 父	□ 母
郵便番号		□ 子	□ 兄弟姉妹
住 所	都 府 道 県	□ 祖父母	□ その他（ ペンション名等）
病 名	①	②	③
	④	⑤	⑥

↑申請時に既に難病医療費助成を受けている場合は、当該医療費助成に係る受給者証又は医療券の写しを添付してください。

本申請書の内容及び本申請書に添付された診断書(臨床調査個人票)の研究等への利用についての同意をされる方は、以下に署名をお願いします。

私は、別紙「指定難病の医療費助成・登録者証の申請における臨床調査個人票情報の研究等への利用についてのご説明」を読み、指定難病の医療費助成又は登録者証の申請に当たり提出した本申請書の内容及び本申請書に添付した臨床調査個人票の情報の、研究等が各自において、①「研究費」に提供されること、②「研究機関等」の指定に提供され、指定難病に関する調査の研究開発等に利用されること、東京都及び区市町村において、③「指定難病」に係る政策立案、患者支援の基礎資料として利用されることに同意いたします。

年 月 日 患者署名

※ 患者が未成年又は成年被後見人等の理由により、本人に代わって代理人が同意する場合には、可能な限り本人にも確認した上で、以下も署名してください。

代理人署名

東京都知事殿

本申請書に記載のとおり申請します。

年 月 日 申請者氏名

収受印押印欄

(日本産業規格A列4番)

備考 本申請書は、複写式とし、1部は控えとすること。

第25号様式（第28条関係）

登録者証（指定難病）			
フリガナ		生 年 月 日	
要 支 援 者	氏 名	年 月 日	
有効期間開始年月日		年 月 日	
上記のとおり証明する。 年 月 日 東京都知事			

注意事項

- この証は、各区市町村における障害福祉サービスの利用申請等において、指定難病患者であることを証明する書類として利用できます。
- 死亡等で登録者証の利用資格がなくなったときは、この証を速やかに区市町村の担当窓口にお返しください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失した場合は、区市町村の担当窓口で再交付の手続きを行うことができます。
- その他この証明書に関する問合せは、下記に連絡してください。

問合せ先

大きさ
縦 54ミリメートル
横 86ミリメートル

第26号様式（第28条関係）

登録者証（指定難病） 書面交付申請書												
患者		フリガナ	姓						名			
		氏 名										
		郵便番号	-						電話番号			
		住所	(ペンション名等)						区 町 丁目 番 号 市 村			
生年月日		年 月 日										
フリガナ		姓						名				
氏 名												
郵便番号		-						電話番号				
住所		(ペンション名等)						区 町 丁目 番 号 市 村				
患者との関係		□父 □母 □その他 ()										
申請理由		☐ マイナンバーの情報連携を活用することができない状況にある。 ☐ その他										
		(理 由)										
上記の理由により、登録者証の書面交付を申請します。 年 月 日 東京都知事 殿 収受印欄												

備考 本申請書は、複写式とし、1部は控えとすること。

(日本産業規格A列4番)

第27号様式（第29条関係）

通 知 書	
年 月 日付けて申請された登録者証については、下記の理由により認定できませんので、通知します。	
記	非認定理由
様	
年 月 日	
東 京 都 知 事	
先の申請について右のとおり決定いたしました。決定事項その他についての問合せは、下記に連絡してください。	
〔問合せ先〕	

大きさ
（縦 89ミリメートル）
（横 206ミリメートル）

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成16年東京都規則第345号）別記第1に準じた教示の文を付すこと。

第28号様式（第30条関係）

登録者証（指定難病）再交付申請書

患者	フリガナ	姓	名
	氏 名		
	郵便番号	-	電話番号
	住所	区 町 市 村 丁目 番 号 (ペンジョン名等)	
	生年月日	年 月 日	
※ 患者は十八歳未満の未成年者			
フリガナ	姓	名	
氏 名			
郵便番号	-	電話番号	
住所	区 町 市 村 丁目 番 号 (ペンジョン名等)		
患者との関係 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()			

申 請 理 由	1 破損した	2 汚した	3 紛失した
	(理 由)		

※ 1 登録者証を破損し、又は汚した場合は、当該登録者証を添付してください。
※ 2 亡失したことにより再交付を受けた後、失った登録者証を発見したときは、当該登録者証を速やかに区市町村の担当窓口へ返還してください。

上記の理由により、登録者証の再交付を申請します。

年 月 日

東京都知事 殿

收受印欄	
------	--

備考 本申請書は、複写式とし、1部は控えとすること。 (日本産業規格A列4番)

第29号様式（第31条関係）

登録者証（指定難病） 資格喪失届

患者	フリガナ	姓	名
	氏名		
	郵便番号	-	電話番号
	住所	区 町 丁目 番 号 (マシヨシノ名等)	
	生年月日	年 月 日	
フリガナ	姓	名	
氏名			
郵便番号	-	電話番号	
住所	(マシヨシノ名等) 区 町 丁目 番 号 市 村		
患者が十八歳未満の児童等である場合のみ 患者との関係 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()			
理由	1 死亡 2 その他登録者証を必要としなくなった (理由)		

※書面による交付を受けている場合は、当該登録者証を添付してください。
難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則第28条の規定により交付を受けた登録者証について、記載のとおり届けます。

年 月 日

東京都知事 殿

収受印欄

備考 本申請書は、複写式とし、1部は控えとすること。

(日本産業規格A列4番)

第30号様式（第32条関係）

登録者証（指定難病） 記載事項変更届

変更後の内容を記載してください。
※書面による交付を受けた場合のみ届出が必要です。

患者	フリガナ	姓	名
	氏名		
	氏名変更日	年 月 日	

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則第28条の規定により交付を受けた登録者証の記載事項について、記載のとおり届け出ます。

東京都知事 殿

届出日 年 月 日

患者	フリガナ	氏名	住所	電話番号	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所					

↓ 患者が18歳未満又は送付先が上記住所と異なる場合のみ記載してください。

保護者 の 場合 又は 患者が 十八歳未満	フリガナ	氏名	住所	電話番号	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所					

留意事項
変更内容を証明する書類(住民票の写し、戸籍謄本等)を添付してください。

収受印押印欄

備考 本届出書は、3枚複写式とし、2部は控えとすること。

(日本産業規格A列4番)

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則別記第一号様式から第一号様式の四まで、第二号様式の二から第三号様式まで及び第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百十一号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十三 契約請求システム 都が行う契約及び支出に関する事務並びにこれらに係る事業者との手続を電子情報処理組織によつて一体的に処理する情報処理システムをいう。

第五条中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）

第百五十八条第一項」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項」に、「私人に委託」を「指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）に委託」に、「政令第百六十五条の三第一項」を「同条第一項」に、「私人に支出」を「指定公金事務取扱者に支出」に改める。

第六条第一項第一号中「同部総務事務センター運営担当課長」を「同部職員事務課長」に改める。

第十二条第一号中「政令第百六十五条の七」を「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十五条の六」に改める。

第二十三条第一項第二号中「政令第百五十八条第一項又は政令第百五十八条の二第一項」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項」に改める。

第二十八条第三項第一号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第四十条第二項から第四項までの規定中「収入額更正依頼書」を「収入額更正依頼（指示）書」に改める。

第四十四条の二第二項中「政令第百五十八条第一項若しくは道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十六」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項」に、「徴収若しくは」を「徴収又は」に改め、「、又は政令第百五十八条の二第一項の規定により私人に歳入の収納の事務を委託し」を削る。

第四十五条第一項中「債権者の請求書」の下に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した契約請求システムによる電磁的記録を含む。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「収支命令者は、」の下に「当該請求書が契約請求システムにより提出された場合又は」を加える。

第四十八条中「請求書」の下に「（契約請求システムにより提出されたものを除く。）」を加える。

第五十条第二項中「収支命令者は、」の下に「当該請求書が契約請求システムにより提出された場合又は」を加える。

第八十六条第一項中「政令第百六十五条の三第一項」を「地方自治法第二百四十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「支出事務の委託を受けた者（以下「受託者」という）を「指定公金事務取扱者（支出事務の委託を受けた者に限る。以下この条において同じ）」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第百十三条第二号中「道路交通法」の下に「（昭和三十五年法律第百五号）」を加え、同号に次のように加える。

10 森林環境税及びこれに係る税外収入

付則第七項中「9 特別法人事業税及びこれに係る税外収入」を「10 森林環境税及びこれに係る税外収入」に、

「9 特別法人事業税及びこれに係る税外収入

10 軽自動車税環境性能割及びこれに係る税外収入」

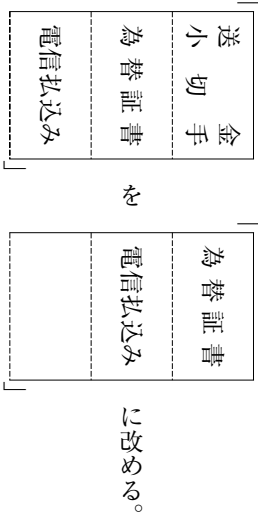
「10 軽自動車税環境性能割及びこれに係る税外収入」を
に改める。

11 森林環境税及びこれに係る税外収入

別記附属様式目次中「第二十一号様式 収入額更正依頼書 第四十条」を「第二十一号様式 収入額更正依頼（指示）書 第四十条」に改める。

別記第二十一号様式中「収入額更正依頼書」を「収入額更正依頼（指示）書」に改め、「更正を依頼」の次に「（指示）」を加える。

別記第三十三号様式中



附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都会計事務規則別記第二十一号様式及び第三十三号様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第三百四十七号

平成元年東京都告示第三百四十一号（東京都職員互助組合に関する条例施行細則）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

第五条の見出し中「及び印鑑」を削る。

第五条第一項中「及びこの細則に所属長等が行うこととして定める事務の処理に使用

する印鑑」を削り、同条第二項を削る。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

規 則（教）

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第八号

東京都教育庁処務規則の一部を改正する規則

東京都教育庁処務規則（昭和四十五年東京都教育委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表総務部の部総務課の項の次に次のように加える。

デジタル推進課

第五条の表総務部の部教育政策課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同部総務課の項の次に次のように加える。

デジタル推進課

一 教育庁及び教育機関におけるデジタル関連施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第

二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一、八八〇」を「一、九〇〇」に、「一、九五〇」を「一、九七〇」に、「二、〇二〇」を「二、〇四〇」に、「二、〇九〇」を「二、一一〇」に、「二、一六〇」を「二、一八〇」に、「二、二三〇」を「二、二五〇」に、「二、三一〇」を「二、三三〇」に、「二、四〇〇」を「二、四二〇」に、「二、四九〇」を「二、五一〇」に、「二、五九〇」を「二、六一〇」に、「二、六七〇」を「二、六九〇」に、「二、七九〇」を「二、八一〇」に、「二、八七〇」を「二、九〇〇」に、「二、九七〇」を「三、〇〇〇」に、「三、〇六〇」を「三、〇九〇」に、「三、一六〇」を「三、一九〇」に、「三、二六〇」を「三、二九〇」に、「三、三六〇」を「三、三九〇」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「一九四、八〇〇円」を「一九六、五〇〇円」に、「一四一、四〇〇円」を「一四二、六〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十一号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十七」を「十八」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十二号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一 四級地の部利島村立利島小学校の項及び利島村立利島中学校の項を削り、同部中

「三宅村立三宅中学校 三宅村伊豆四百七十番地」を

「三宅村立三宅中学校 三宅村伊豆四百七十番地

」に改める。

利島村立利島中学校 利島村八十七番地

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万三千」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第二号中「一万分の一万四千五百七・五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第三号中「一万分の一万五千七百七十五」を「一万分の一万五千二百二十五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第四号中「一万分の六千七・五」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第五号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の四千八百九十五」に改め、同項第六号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の四千九百五十」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十四号

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則

東京都公立学校等職員の標準職務遂行能力を定める規則（平成二十八年東京都教育委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

標準的な職		標準職務遂行能力	
一 校長	一 経営企画力	一 学校経営に関わる様々なデータ及び内外環境に関する情報の収集、整理及び分析を行った上で、困難度、貢献度、緊急度等に応じた的確な課題を設定し、	

四 人材育成力		三 組織運営力	二 実行力
一 所属職員の特性を見だし、主任教諭候補者、主幹教諭候補者、管理職候補者等を発掘している。 二 教職員の指導力等を適正に評価し、適時適切な指導、助言及び対話を通じて研修の受講等を奨励するとともに、校内での人材育成の取組が効果的に推進		一 学校経営方針又は学校経営計画に基づいた組織的な学校経営を推進するため、職員会議、企画調整会議、校務分掌組織等を適正に管理している。 二 教職員の勤務状況、健康状態等を的確に把握し、適時適切な指導及び助言を通じて規律性の確保及び志気の高揚に努めている。 三 学校が直面する教育課題を組織的に解決することができるよう、教職員の能力を引き出し、組織を活性化するとともに、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との円滑かつ活発なコミュニケーション等を通じて学校組織を一体感あるものとして取りまとめている。 四 ハラスメントの防止及びコンプライアンスを徹底した職場管理を行い、多様性の尊重など、教職員が安心して働きやすい職場環境の構築を推進している。	一 前例にとらわれることなく新たな課題にチャレンジ精神を持って取り組んでいる。 二 解決策を実現するため、時機を失することなく保護者、地域及び関係機関との連携協働並びに調整を積極的に行っている。 三 時機を失することなく自ら判断し、突発的な事態及び困難に直面しても、自らの判断で迅速かつ冷静に行動し、積極的に状況を打開している。 四 学校全体に目配りしながら、自己の職責を自覚し、責任転嫁せず、最後までやり遂げる意思を持って取り組んでいる。

				二 副校長	
四 人材育	三 組織運 営力	二 実行力	一 課題解 決力	一 課題解 決力	
一 所属職員の特性を見いだし、主任教諭候補者、主	一 学校が直面する教育課題を組織的に解決することができるよう、教職員の能力を引き出し、組織を活性化している。 二 教職員の勤務状況、健康状態、悩み等を的確に把握し、適切な指導及び助言により規律性の確保及び志気の高揚に努めている。 三 校長に対し適時適切な報告等を行うとともに、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との円滑かつ活発なコミュニケーションに努め、学校組織を一体感あるものとして取りまとめている。 四 ハラスメントの防止及びコンプライアンスを徹底した職場管理を行い、多様性の尊重など、教職員が安心して働きやすい職場環境の構築を校長とともに推進している。	一 前例にとらわれることなく新たな課題にチャレンジ精神を持って取り組んでいる。 二 不測の事態には、自ら判断しつつ、校長に相談しながら課題解決を図っている。 三 課題解決のため、自ら保護者、地域及び関係機関との連携協働、折衝並びに調整を行うなど、積極的に状況を打開している。 四 学校全体に目配りしながら、自らの職責を自覚し、責任転嫁せず、最後までやり遂げる意思を持って取り組んでいる。	一 校長の学校経営方針又は学校経営計画等を踏まえ、優先度に応じて課題を設定し、学校経営及び教育活動の改善に取り組んでいる。 二 必要な知識の習得並びに学校経営に関わる様々なデータ及び内外環境に関する情報の収集、整理及び分析を行い、学校経営に十分活用している。 三 課題に応じて、具体的かつ実現性の高い解決策を企画し、適切な進捗管理の下で、効率性を意識して組織的に課題解決に取り組んでいる。	三 校内研修の企画及び運営並びにOJT（校内を行う職務を通じた育成をいう。以下同じ。）の推進に向けた取組を適切に管理している。	できるよう指導監督している。
				三 主幹教 諭	成力
四 特別活 動に関す る能力そ の他の能 力	三 生活指 導力及び 進路指導 力	二 学習指 導力	一 学校経 営への参 画に関す る能力	一 学校経 営への参 画に関す る能力	成力
一 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成し、創意工夫を生かして企画及び立案するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、直面する学習指導上の課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 児童又は生徒の理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題解決に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び開発に努め実践に生かしている。	一 主幹教諭としての職務及び役割を理解し、所属教職員を指導監督し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して担当する校務を処理することができる。学校内における中・長期的な視点での教職員の人材育成の取組を推進することができる。 二 副校長を補佐し、責任を持って担当する校務を処理するなど、主幹教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図っている。	一 主幹教諭としての職務及び役割を理解し、所属教職員を指導監督し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して担当する校務を処理することができる。学校内における中・長期的な視点での教職員の人材育成の取組を推進することができる。 二 副校長を補佐し、責任を持って担当する校務を処理するなど、主幹教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図っている。	幹教諭候補者、管理職候補者等を発掘している。 二 教職員の指導力等を適正に評価するとともに、所属教職員のキャリアプランを掌握し、対話を通じて研修の受講等を奨励するほか、適時適切な指導及び助言を行っている。 三 校内研修の企画及び運営について教職員を適切に指導するとともに、OJTを適切に推進している。

四 主幹教諭（養護）		五 主幹教諭（栄養）	
一 学校経営への参画に関する能力	二 保健管理に関する能力	三 保健教育に関する能力その他の能力	一 学校経営への参画に関する能力
一 主幹教諭としての職務及び役割を理解し、所属教職員を指導監督し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して担当する校務を処理することができる。学校内における中・長期的な視点での教職員の人材育成の取組を推進することができる。 二 副校長を補佐し、責任を持って担当する校務を処理するなど、主幹教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図っている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、学校保健に対する意義及び背景を理解して、保健室経営案を作成し、健康状況の把握及び管理を行うとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 健康の保持増進及び安全の確保に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応するとともに、研修に努め実践に生かしている。	一 職務の意義及び背景を理解し、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、対応するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 保健教育、生活指導、進路指導、安全指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 主幹教諭としての職務及び役割を理解し、所属教職員を指導監督し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して担当する校務を処理することができる。学校内における中・長期的な視点での教職員の人材育成の取組を推進することができる。 二 副校長を補佐し、責任を持って担当する校務を処理するなど、主幹教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図っている。
六 指導教諭		二 地区における主任栄養教諭、栄養教諭、食育リーダー	
一 等の支援に関する能力	三 学校における食に関する指導に關する能力その他の能力	四 学校における給食の管理に関する能力	一 学習指導力
一 食に関する指導、生活指導及び進路指導の意義並びに背景を理解し、児童又は生徒の理解に基づき、学級担任、教科担任等と連携を図りながら、食に関する指導、生活指導及び進路指導を進めるとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 責任を持って職務を円滑に遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、学校給食の意義及び背景を理解し、児童又は生徒の実情に応じた献立を作成することができる。児童又は生徒の健康状況、地域の状況、家庭環境等を把握し、状況に応じた情報提供を行うことができる。主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働を図るとともに、研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、学校給食の意義及び背景を理解し、児童又は生徒の実情に応じた献立を作成することができる。児童又は生徒の健康状況、地域の状況、家庭環境等を把握し、状況に応じた情報提供を行うことができる。主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働を図るとともに、研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、地区における食育推進の意義及び背景を理解した上で、地区内の状況を把握し、及び管理し、主任栄養教諭等への助言及び指導並びに食育リーダー等への支援を行うことができる。 二 意欲的に地区における食育推進に取り組み、他の

七 主任教 諭						
三 生活指 導力及び 進路指導	二 学習指 導力	一 学校運 営力	四 特別活 動に關す る能力そ の他の能 力	三 生活指 導力及び 進路指導	二 生活指 導等	一 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。
九 主任栄 養教諭	八 主任養 護教諭	一 学校運 営力	二 保健管 理に關す る能力	三 保健教 育に關す る能力そ の他の能 力	四 特別活 動に關す る能力そ の他の能 力	力
一 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。	二 児童又は生徒の理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題解決に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び開発に努め実践に生かしている。	一 主任教諭としての職務及び役割を理解し、学校運営上の重要な役割を担い、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理するとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。	二 主幹教諭を補佐するなど、職責に対する自覚を持って主任教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、主任教諭として更に向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成し、創意工夫を生かして企画及び立案するとともに、主任教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。	二 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	並びに意思の疎通を図っている。担当教科等の指導力の向上に関する人材育成を推進するため、他の教員の能力、経験等の把握に努めている。
二 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成し、創意工夫を生かして企画及び立案するとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。	二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 主任養護教諭としての職務及び役割を理解し、学校運営上の重要な役割を担い、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理するとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。	二 主幹教諭を補佐するなど、職責に対する自覚を持って主任養護教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、主任養護教諭として更に向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、学校保健に対する意義及び背景を理解して、保健室経営案を作成し、健康状況の把握及び管理を行うとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。	二 健康の保持増進及び安全の確保に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応するとともに、研修に努め実践に生かしている。
一 主任養護教諭としての職務及び役割を理解し、学校運営上の重要な役割を担い、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理する	二 保健教育、生活指導、進路指導、安全指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 職務の意義及び背景を理解し、直面する課題に対して、適切な判断を下し、対応するとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。	二 保健教育、生活指導、進路指導、安全指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 主任栄養教諭としての職務及び役割を理解し、学校運営上の重要な役割を担い、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理する	二 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	並びに意思の疎通を図っている。担当教科等の指導力の向上に関する人材育成を推進するため、他の教員の能力、経験等の把握に努めている。

十 教諭		
一 学習指導力	二 地区における栄養教諭、食育リーダー等の支援に関する能力 三 学校における食に関する指導に関する能力その他の能力 四 学校における給食の管理に関する能力	
一 専門的な知識及び技能を活用し、直面する学習指導上の課題に対して、適切な指導計画を作成し、解決方法を見いだすことができる。 二 児童又は生徒の理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題解決に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び開発に努める。	一 専門的な知識及び技能を活用し、地区における食育推進の意義及び背景を理解した上で、地区内の状況を把握及び管理し、栄養教諭への助言及び支援並びに食育リーダー等への支援を行うことができる。 二 意欲的に地区における食育推進に取り組み、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と円滑な連携協働を図るとともに、教材及び指導法の開発を行うなど実践に生かしている。 一 食に関する指導、生活指導及び進路指導の意義並びに背景を理解し、児童又は生徒の理解に基づき、学級担任、教科担任等と連携を図りながら、食に関する指導、生活指導及び進路指導を進めるとともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 責任を持って職務を円滑に遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。 一 専門的な知識及び技能を活用し、学校給食の意義及び背景を理解し、児童又は生徒の実情に応じた献立を作成することができる。児童又は生徒の健康状況、地域の状況、家庭環境等を把握し、状況に応じた情報提供を行うことができる。教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働を図るとともに、研修に努め実践に生かしている。	とともに、教諭等に対して助言及び支援を行うことができる。 二 主幹教諭を補佐するなど、職責に対する自覚を持って主任栄養教諭の職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、主任栄養教諭として更に向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。
十一 養護教諭		
三 学校運営力	二 生活指導力及び進路指導力 三 学校運営力 四 特別活動に関する能力その他の能力	
一 運営上の課題並びに分掌上の職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して、校務を処理することができる。	一 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成するとともに、創意工夫を生かして企画及び立案することができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。 一 専門的な知識及び技能を活用し、学校保健に対する意義及び背景を理解して、保健室経営案を作成するとともに、健康状況の把握及び管理を行うことができる。 二 健康の保持増進及び安全の確保に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応するとともに、研修に努め実践に生かしている。 一 職務の意義及び背景を理解するとともに、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、対応することができる。 二 保健教育、生活指導、進路指導、安全指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	め実践に生かしている。 一 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導することができる。 二 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。 一 運営上の課題並びに分掌上の職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して、校務を処理することができる。

十二 栄養 教諭		十三 専修 実習助手	
一 地区における食育リーダー等の支援に関する能力	二 専門的な知識及び技能を活用し、地区における食育推進の意義及び背景を理解した上で、地区内の状況を把握及び管理し、食育リーダー等への支援を行うことができる。 二 意欲的に地区における食育推進に取り組み、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との円滑な連携協働を図るとともに、教材及び指導法の開発を行うなど実践に生かしている。	一 実験、実習等に関する能力	二 学校における食指導に関する能力 その他の能力
一 専門的な知識及び技能を活用し、地区における食育推進の意義及び背景を理解した上で、地区内の状況を把握及び管理し、食育リーダー等への支援を行うことができる。 二 意欲的に地区における食育推進に取り組み、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との円滑な連携協働を図るとともに、教材及び指導法の開発を行うなど実践に生かしている。	二 責任を持って職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、学校給食の意義及び背景を理解し、児童又は生徒の実情に応じた献立を作成することができる。児童又は生徒の健康状況、地域の状況、家庭環境等を把握し、状況に応じた情報提供を行うことができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働を図るとともに、研修に努め実践に生かしている。	一 食に関する指導、生活指導及び進路指導の意義並びに背景を理解し、児童又は生徒の理解に基づき、学級担任、教科担任等と連携を図りながら、食に関する指導、生活指導及び進路指導を進めることができる。 二 責任を持って職務を円滑に遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。
二 学校運営に関する能力	一 運営上の課題並びに専修実習助手としての分掌上の職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、適切に担当する校務を	一 専門的な知識及び技能を活用し、直面する指導上の課題に対して、妥当な判断を下し、指導を補助することができる。 二 生徒理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、学校給食の意義及び背景を理解し、児童又は生徒の実情に応じた献立を作成することができる。児童又は生徒の健康状況、地域の状況、家庭環境等を把握し、状況に応じた情報提供を行うことができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働を図るとともに、研修に努め実践に生かしている。

十四 主任 寄宿舎指導員		十五 実習 助手	
一 生活指導力	二 職業に対する自覚を持って職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働するとともに、専修実習助手として更に向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 実験、実習等に関する能力	二 学校運営に関する能力 その他の能力
一 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導することができる。 二 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	二 職業に対する自覚を持って職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働するとともに、専修実習助手として更に向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 専門的な知識及び技能を活用し、直面する指導上の課題に対して、妥当な判断を下し、指導を補助することができる。 二 生徒理解に努め、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して、課題に取り組んでいる。向上心を持ち教材の研究及び研修に努め実践に生かしている。	一 運営上の課題並びに主任寄宿舎指導員としての分掌上の職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、適切に担当する校務を処理することができる。 二 責任を持って職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働するとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。

別表第二 一の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力			十六 寄宿舎指導員
一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	一 生活指導力
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。	一 児童又は生徒の理解並びに職務の意義及び背景の理解に努め、直面する課題に対して、妥当な判断を下し、指導することができる。 二 生活指導等の課題に対して、他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働して取り組むとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。
一 リーダーシップ	二 行事に関する能力その他	三 学校運営力	一 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成するとともに、創意工夫を生かして企画及び立案することができる。
一 運営上の課題並びに分掌上の職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理することができる。 二 責任を持って職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成するとともに、創意工夫を生かして企画及び立案することができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 運営上の課題並びに分掌上の職務及び役割を理解し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関に適切に対応して校務を処理することができる。 二 責任を持って職務を遂行し、他の教職員、家庭、地域及び関係機関との連携協働並びに意思の疎通を図るとともに、向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。	一 職務の意義及び背景並びに児童又は生徒の課題を理解して指導計画を作成するとともに、創意工夫を生かして企画及び立案することができる。 二 他の教職員、家庭、地域及び関係機関と連携協働し、公平かつ公正な姿勢で職務を遂行することができる。向上心を持ち研修に努め実践に生かしている。

別表第二 二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力			四 良好な職場風土の醸成
一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	四 良好な職場風土の醸成
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。	超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	四 良好な職場風土の醸成
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。	個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

附則
この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令（教）

●東京都教育委員会訓令第4号

教 育 事 務 所
教 育 事 務 所
教 育 所
事 業 所
都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校
都 立 小 学 校

東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

第八条の次に次の二条を加える。

（DXアンバサダーの設置）

第八条の二 課にDXアンバサダーを置く。ただし、教育長がDXアンバサダーを置く必要がないと認める課については、この限りでない。

2 DXアンバサダーは、教育長が任免する。ただし、都立学校に置くDXアンバサダーについては校長が指定する事務職員をもって充てる。

（DXアンバサダーの職務）

第八条の三 DXアンバサダーは、教育委員会のDX推進主管課と連携し、その所属する課における次の事項を取り扱う。

- 一 デジタルサービスの普及啓発に関すること。
 - 二 デジタルサービスの改善に関すること。
 - 三 前二号に定めるもののほか、デジタルサービスの推進に関し必要なこと。
- 第九条第一項中「課に情報処理指導主任」を「都立学校に情報処理指導主任」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「教育長」を「企画調整担当部長が別に定める者の

中から校長」に改め、同項ただし書を削る。
第十条中「課」を「都立学校」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第5号

教 育 事 務 所
教 育 事 務 所
教 育 所
事 業 所
都 立 高 等 学 校
都 立 中 等 教 育 学 校
都 立 特 別 支 援 学 校
都 立 中 学 校
都 立 小 学 校

東京都教育庁等職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年東京都教育委員会訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

別表一の部三の項中「及び業務配分」を「業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力		
一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づく

四 良好な 職場風土 の醸成	りを行っている。
超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	

別表三の部三の項を次のように改める。

三 組織運営力			
一 リーダーシップ	二 人材育成	三 組織及びコミュニケーションの活性化	四 良好な職場風土の醸成
職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進化管理等を行っている。	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。	個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心して働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第第六号

東京都教育委員会安全衛生管理者等設置規程（昭和五十二年東京都教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

第一条中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第三条第四号中「衛生管理者、安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を、「未満の事務所に、」の下に「化学物質管理者、保護具着用管理責任者及び」を加える。

第四条第一項中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加え、同項第七号ただし書中「、東京都教職員研修センターにあつては企画部長とし」を削り、「管理部長」を「、管理部長」に改め、同条第二項中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第七条第一項及び第八条中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第第七号

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

教 育 庁
教 育 事 務 所
教 育 庁 出 張 所
事 業 所

東京都教育委員会労働安全衛生保護具措置規程（昭和五十七年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

第三条第三項中「及び「事務所総括安全衛生管理者」を「、「事務所総括安全衛生管理者」及び「保護具着用管理責任者」に、「及び第七号」を「第七号及び同条第二項」に改める。

第六条中「事務所総括安全衛生管理者」の下に「及び当該事務所の保護具着用管理責任者」を加え、「庁又は」を「当該庁又は」に改め、「具体的事項」の下に「（保護具着用管理責任者にあつては、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第十二条の六に定める職務に関するものに限る。）」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第八号

東京都教育委員会

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程（平成六年東京都教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

第三条第三項中「及び「総括安全衛生管理者」を「、「総括安全衛生管理者」及び「保護具着用管理責任者」に、「及び第四号」を「第四号及び同条第二項」に改める。
第六条中「総括安全衛生管理者」の下に「及び保護具着用管理責任者」を、「具体的

事項」の下に「（保護具着用管理責任者にあつては、設置規程第九条の三に定める職務に関するものに限る。）」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第九号

東京都教育委員会

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

東京都立学校安全衛生組織等設置規程（平成三年東京都教育委員会訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

前行署名中「都立中学校」を「都立中学校」に改める。

第一条中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第三条第二号中「産業医、安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を、「未満の都立学校に、」の下に「化学物質管理者、保護具着用管理責任者及び」を加える。

第四条及び第六条中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 化学物質管理者は、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「省令」という。）第十二条の五に定める職務を行うものとする。

第九条の三 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六に定める職務を行うものとする。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

一 高等学校

東京都教育委員会

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

名	称
東京都立立川高等学校	

二 特別支援学校

名	称
東京都立八王子南特別支援学校	
東京都立町田の丘学園	
東京都立光明学園	

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告 示（教）

●東京都教育委員会告示第十一号

昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都教育委員会

表小学校の項中「第五学年及び」を削る。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三（五三二）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三（三八二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001